

改 正 案	現 行
（特別用途表示の許可） 第二十六条 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他内閣府令で定める特別の用途に適する旨の表示（以下「特別用途表示」という。）をしようとする者は、<u>内閣総理大臣</u>の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、製品見本を添え、商品名、原材料の配合割合及び当該製品の製造方法、成分分析表、許可を受けようとする特別用途表示の内容その他<u>内閣府令</u>で定める事項を記載した申請書を、その営業所の所在地の都道府県知事を経由して<u>内閣総理大臣</u>に提出しなければならない。 3 <u>内閣総理大臣</u>は、研究所又は<u>内閣総理大臣</u>の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）に、第一項の許可を行うについて必要な試験（以下「許可試験」という。）を行わせるものとする。 4 第一項の許可を申請する者は、実費（許可試験に係る実費を除く。）を勘案して政令で定める額の手数料を国に、研究所の行う許可試験にあつては許可試験に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を研究所に、登録試験機関の行う許可試験にあつては当該登録試験機関が<u>内閣総理大臣</u>の認可を受けて定める額の手数料を当該登録試験機関に納めなければならない。	（特別用途表示の許可） 第二十六条 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他<u>厚生労働省令</u>で定める特別の用途に適する旨の表示（以下「特別用途表示」という。）をしようとする者は、<u>厚生労働大臣</u>の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、製品見本を添え、商品名、原材料の配合割合及び当該製品の製造方法、成分分析表、許可を受けようとする特別用途表示の内容その他<u>厚生労働省令</u>で定める事項を記載した申請書を、その営業所の所在地の都道府県知事を経由して<u>厚生労働大臣</u>に提出しなければならない。 3 <u>厚生労働大臣</u>は、研究所又は<u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）に、第一項の許可を行うについて必要な試験（以下「許可試験」という。）を行わせるものとする。 4 第一項の許可を申請する者は、実費（許可試験に係る実費を除く。）を勘案して政令で定める額の手数料を国に、研究所の行う許可試験にあつては許可試験に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を研究所に、登録試験機関の行う許可試験にあつては当該登録試験機関が<u>厚生労働大臣</u>の認可を受けて定める額の手数料を当該登録試験機関に納めなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

6 第一項の許可を受けて特別用途表示をする者は、当該許可に係る食品（以下「特別用途食品」という。）につき、内閣府令で定める事項を内閣府令で定めるところにより表示しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第一項又は前項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

（登録試験機関の登録）

第二十六条の二 登録試験機関の登録を受けようとする者は、内閣府令で定める手続に従い、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、内閣総理大臣に登録の申請をしなければならない。

（登録の基準）

第二十六条の四 内閣総理大臣は、第二十六条の二の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、内閣府令で定める。

一 三（略）

2 （略）

5 第一項の許可を受けて特別用途表示をする者は、当該許可に係る食品（以下「特別用途食品」という。）につき、厚生労働省令で定める事項を厚生労働省令で定めるところにより表示しなければならない。

（登録試験機関の登録）

第二十六条の二 登録試験機関の登録を受けようとする者は、厚生労働省令で定める手続に従い、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、厚生労働大臣に登録の申請をしなければならない。

（登録の基準）

第二十六条の四 厚生労働大臣は、第二十六条の二の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

一 三（略）

2 （略）

(登録の更新)

第二十六条の五 (略)

- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(事業所の変更の届出)

第二十六条の七 登録試験機関は、許可試験を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

(試験業務規程)

第二十六条の八 登録試験機関は、許可試験の業務に関する規程（以下「試験業務規程」という。）を定め、許可試験の業務の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 試験業務規程には、許可試験の実施方法、許可試験の手数料その他の内閣府令で定める事項を定めておかなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の認可をした試験業務規程が許可試験の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第二十六条の九 登録試験機関は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、許可試験の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(登録の更新)

第二十六条の五 (略)

- 2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(事業所の変更の届出)

第二十六条の七 登録試験機関は、許可試験を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(試験業務規程)

第二十六条の八 登録試験機関は、許可試験の業務に関する規程（以下「試験業務規程」という。）を定め、許可試験の業務の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 試験業務規程には、許可試験の実施方法、許可試験の手数料その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験業務規程が許可試験の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第二十六条の九 登録試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、許可試験の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十六条の十 (略)

2 特別用途食品営業者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

一・二 (略)

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第二十六条の十二 内閣総理大臣は、登録試験機関が第二十六条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十六条の十三 内閣総理大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれか

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十六条の十 (略)

2 特別用途食品営業者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

一・二 (略)

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第二十六条の十二 厚生労働大臣は、登録試験機関が第二十六条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十六条の十三 厚生労働大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれか

に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて許可試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一六 (略)

(帳簿の記載)

第二十六条の十四 登録試験機関は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、許可試験に関する業務に関し内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録試験機関以外の者による人を誤認させる行為の禁止)

第二十六条の十五 (略)

2 内閣総理大臣は、登録試験機関以外の者に対し、その行う業務が許可試験であると人を誤認させないようにするための措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)

第二十六条の十六 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十六条の十七 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の

に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて許可試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一六 (略)

(帳簿の記載)

第二十六条の十四 登録試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、許可試験に関する業務に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録試験機関以外の者による人を誤認させる行為の禁止)

第二十六条の十五 (略)

2 厚生労働大臣は、登録試験機関以外の者に対し、その行う業務が許可試験であると人を誤認させないようにするための措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)

第二十六条の十六 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十六条の十七 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の

状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(公示)

第二十六条の十八 内閣総理大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一五 (略)

(特別用途食品の検査及び収去)

第二十七条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を収去させることができる。

2・4 (略)

5 内閣総理大臣は、研究所に、第一項の規定により収去された食品の試験を行わせるものとする。

(特別用途表示の許可の取消し)

第二十八条 内閣総理大臣は、第二十六条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

一 第二十六条第六項の規定に違反したとき。

二・三 (略)

状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(公示)

第二十六条の十八 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一五 (略)

(特別用途食品の検査及び収去)

第二十七条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を収去させることができる。

2・4 (略)

5 厚生労働大臣は、研究所に、第一項の規定により収去された食品の試験を行わせるものとする。

(特別用途表示の許可の取消し)

第二十八条 厚生労働大臣は、第二十六条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

一 第二十六条第五項の規定に違反したとき。

二・三 (略)

(特別用途表示の承認)

第二十九条 本邦において販売に供する食品につき、外国において特別用途表示をしようとする者は、内閣総理大臣の承認を受けることができる。

2 第二十六条第二項から第七項まで及び前条の規定は前項の承認について、第二十七条の規定は同項の承認に係る食品について準用する。この場合において、第二十六条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」と、第二十七条第一項中「製造施設、貯蔵施設」とあるのは「貯蔵施設」と、前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第六項」と読み替えるものとする。

(食事摂取基準)

第三十条の二 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進するため、国民健康・栄養調査その他の健康の保持増進に関する調査及び研究の成果を分析し、その分析の結果を踏まえ、食事による栄養摂取量の基準（以下この条において「食事摂取基準」という。）を定めるものとする。

2 食事摂取基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい熱量に関する事項
- 二 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい次に

(特別用途表示の承認)

第二十九条 本邦において販売に供する食品につき、外国において特別用途表示をしようとする者は、厚生労働大臣の承認を受けることができる。

2 第二十六条第二項から第五項まで及び前条の規定は前項の承認について、第二十七条の規定は同項の承認に係る食品について準用する。この場合において、第二十六条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、第二十七条第一項中「製造施設、貯蔵施設」とあるのは「貯蔵施設」と、前条第一号中「第二十六条第五項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第五項」と読み替えるものとする。

掲げる栄養素の量に関する事項

イ 国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生労働省令で定める栄養素

ロ 国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生労働省令で定める栄養素

3 厚生労働大臣は、食事摂取基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(栄養表示基準)

第三十一条 内閣総理大臣は、販売に供する食品（特別用途食品を除く。）

につき、栄養表示（栄養成分（前条第二項第二号イ又はロの厚生労働省令で定める栄養素を含むものに限る。次項第一号において同じ。）又は熱量に関する表示をいう。以下同じ。）に関する基準（以下「栄養表示基準」という。）を定めるものとする。

2 栄養表示基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 前条第二項第二号イの厚生労働省令で定める栄養素を含む栄養成分であつてその正確な情報を国民に伝達することが特に必要であるもの

(栄養表示基準)

第三十一条 販売に供する食品（特別用途食品を除く。）につき、栄養表示（栄養成分（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この条において

同じ。）又は熱量に関する表示をいう。以下同じ。）をしようとする者及び本邦において販売に供する食品であつて栄養表示がされたもの（第二十九条第一項の承認を受けた食品を除く。以下この条において「栄養表示食品」という。）を輸入する者は、厚生労働大臣の定める栄養表示基準（以下単に「栄養表示基準」という。）に従い、必要な表示をしなければならぬ。ただし、販売に供する食品（特別用途食品を除く。）の容器包装及びこれに添付する文書以外の物に栄養表示をする場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 栄養表示基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 栄養成分のうち、国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生労働省令で定める

として内閣府令で定めるものにつき、その補給ができる旨を表示するに際し遵守すべき事項又はその旨が表示された栄養表示食品（本邦において販売に供する食品であつて、栄養表示がされたもの（第二十九条第一項の承認を受けた食品を除く。）をいう。次号及び次条において同じ。）で輸入されたものを販売するに際し遵守すべき事項

三 前条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める栄養素を含む栄養成分であつてその正確な情報を国民に伝達することが特に必要であるものとして内閣府令で定めるもの又は熱量につき、その適切な摂取ができる旨を表示するに際し遵守すべき事項又はその旨が表示された栄養表示食品で輸入されたものを販売するに際し遵守すべき事項

3 内閣総理大臣は、栄養表示基準を定め、若しくは変更しようとするとき、又は前項第二号若しくは第三号の内閣府令を制定し、若しくは改廃しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣は、栄養表示基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

（栄養表示基準の遵守義務）

第三十一条の二 販売に供する食品（特別用途食品を除く。）につき、栄養表示をしようとする者及び栄養表示食品を輸入する者は、栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならない。ただし、販売に供する食品（特別用途食品を除く。）の容器包装及びこれに添付する文書以外の物に栄養表示をする場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

ものにつき、その補給ができる旨を表示するに際し遵守すべき事項又はその旨が表示された栄養表示食品で輸入されたものを販売するに際し遵守すべき事項

三 栄養成分のうち、国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生労働省令で定めるもの又は熱量につき、その適切な摂取ができる旨を表示するに際し遵守すべき事項又はその旨が表示された栄養表示食品で輸入されたものを販売するに際し遵守すべき事項

3 厚生労働大臣は、栄養表示基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(勧告等)

第三十二条 内閣総理大臣は、栄養表示基準に従った表示をしない者があるときは、その者に対し、栄養表示基準に従い必要な表示をすべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 (略)

(誇大表示の禁止)

第三十二条の二 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項(次条第三項において「健康保持増進効果等」という。)について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

2 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(勧告等)

第三十二条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その

(勧告等)

第三十二条 厚生労働大臣は、栄養表示基準に従った表示をしない者があるときは、その者に対し、栄養表示基準に従い必要な表示をすべき旨の勧告をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 (略)

(誇大表示の禁止)

第三十二条の二 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他厚生労働省令で定める事項(以下「健康保持増進効果等」という。)について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(勧告等)

第三十二条の三 厚生労働大臣は、前条の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をと

者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 (略)

(再審査請求)

第三十三条 第二十七条第一項(第二十九条第二項、第三十二条第三項及び前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により保健所を設置する市又は特別区の長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。

(権限の委任)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

4 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

5 地方厚生局長又は地方厚生支局長は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、その結果について消費者庁長官に報告するものと

るべき旨の勧告をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 (略)

(再審査請求)

第三十三条 第二十七条第一項(第二十九条第二項、第三十二条第三項及び前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により保健所を設置する市又は特別区の長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

(権限の委任)

第三十五条 (略)

2 (略)

10/20

改 正 案

現 行

（登録試験機関の登録更新手数料の額）

第六条 法第二十六条の五第二項において準用する法第二十六条の二の政令で定める手数料の額は、十五万九千円とする。

（栄養表示基準に従い必要な表示を行う必要がない場合）

第七条 法第三十一条の二ただし書の政令で定める場合は、栄養表示食品であつてその容器包装及びこれに添付する文書に栄養表示がされていないものを輸入する場合とする。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第八条 法第三十五条第三項の政令で定める権限は、法第二十六条第七項、第三十一条第一項及び第三項、第三十二条の二第二項並びに第三十三条の規定による権限とする。

（地方厚生局長への権限の委任）

第九条 法第三十五条第三項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方厚生局長に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

- 一 法第三十二条の三第一項及び第二項の規定による権限 法第三十二条の二第一項の規定に違反して表示をした者の主たる事務所の所在地（当該表示をした者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を

（新設）

（栄養表示基準に従い必要な表示を行う必要がない場合）

第六条 法第三十一条第一項ただし書の政令で定める場合は、同項に規定する栄養表示食品であつてその容器包装及びこれに添付する文書に同項に規定する栄養表示がされていないものを輸入する場合とする。

（新設）

（新設）

管轄する地方厚生局長

二 法第三十二条の三第三項において準用する法第二十七条第一項の規定による権限 法第三十二条の三第三項に規定する物の製造施設、貯蔵施設又は販売施設の所在地を管轄する地方厚生局長